

全 体 財 務 書 類 注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価又は備忘価額1円

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

なお、地方公営企業会計においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価

② 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、商品等……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 10年～60年

物品 5年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

(ソフトウェアについては、当県における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去の平均不納欠損率により又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去の平均不納欠損率により又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去の平均不納欠損率により又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっています。

ただし、地方公営企業会計については、税抜方式によっています。

(8) 対象会計の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

該当事項はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当事項はありません。

(2) 係争中の訴訟等

令和2年度末時点において、係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは7件あり、請求額の合計は31,735千円です。

このうち、主なものは次のとおりです。

・岐阜地方裁判所 令和2年（ワ）第552号

国家賠償請求事件

18,228千円

5 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

特別会計(10会計)

公債管理特別会計

用度事業特別会計

中小企業振興資金貸付特別会計

就農支援資金貸付特別会計

県営住宅特別会計

地方独立行政法人資金貸付特別会計

国民健康保険特別会計

林業改善資金貸付特別会計

母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計

徳山ダム上流域公有地化特別会計

地方公営企業会計(3会計)

岐阜県流域下水道事業会計

岐阜県水道事業会計

岐阜県工業用水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています

(3) 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

次のいずれかに該当する資産

a 現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産(一時的に賃貸している場合を含む)にあつては、普通財産のうち活用が図られていない公共資産

b 売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産にあっては、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

<u>事業用資産</u>	<u>142</u>	百万円	(<u>104</u>	百万円)
土地	142	百万円	(104	百万円)
<u>インフラ資産</u>	<u>31</u>	百万円	(<u>20</u>	百万円)
土地	31	百万円	(20	百万円)
<u>物 品</u>	<u>20</u>	百万円	(<u>2</u>	百万円)

令和3年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、令和2年度当初予算において財産売却収入として歳入予算に計上した金額を記載しています。

上記の（ ）内は貸借対照表における簿価を記載しています。